

## 医政メモQ&A

### 消費税、ゼロ税率課税って何(?)

**Q：消費税の基本的仕組みは？**

**A：**消費税は、特定の物品やサービスに課税する個別消費税と異なり、原則としてすべての物品の販売、サービスの提供及び輸入された貨物を課税対象とする消費一般に広く薄く負担を求めるという間接税である。事業者の売上に対して消費税が課されるのであるが、その消費税は、事業者が販売する物品やサービスの提供の価格に上乗せされて次々と転嫁され、最終的には消費者が負担する。

そして、製造、卸、サービス等の各取引段階で課される消費税については、二重、三重に課されることのないように、事業者が仕入れの段階で支払った仕入金額に含まれている消費税額を、売上に対する消費税額から差し引くことにより税の累積を排除することになっている。

**Q：消費税導入時の日本医師会の対応は？**

**A：**消費税は、平成元年から3%の税率で導入され、社会保険医療は非課税とされた。導入に際し、日本医師会は「社会保険医療に不可欠の薬剤及び医療用機器に関し、薬価基準には消費税部分を加算すること、診療報酬には消費税による医療用機器機材の影響分を上乗せすること」を要望し、中医協も「診療報酬及び薬価基準について適切な措置が講じられなければならない」とし、厚生省に強く働きかけた。

**Q：この時の厚生省の対応は？**

**A：**平成元年には、薬価については消費税分を2.4%（医療費ベースで0.65%）を、診療報酬については、医療材料、委託費等の消費税分を医療費ベースで0.11%を見込んで改訂したと説明している。

**Q：消費税導入後の日本医師会の対応は？**

**A：**消費税導入後、医療が非課税であり、診

療報酬が公定制であるため、仕入れに係る消費税の多くが医療機関の負担になっている（損税）との疑義が生じ、平成6年ならびに平成8年度に日本医師会長を本部長として医療税制対策本部を設け、平成8年6月に医療税制対策本部の報告書をまとめた。内容は5つの税方式について検討した。

#### 第1案、普通税率による課税案

社会保険診療報酬についても普通税率による課税に改める。これにより、一般課税事業者同様に、診療報酬に係る売上消費税額から、購入する医薬品等の消費税や診療用建物の増改築に当っての消費税など仕入消費税額を控除でき、社会保険診療報酬への消費税分の上乗せも要しない。ただし、消費者の負担する医療費の引き上げが伴うが、医療機関の差額負担（損税）は完全に解消できる。

#### 第2案、軽減税率による課税案

社会保険診療報酬の非課税を実質的な非課税とするため、社会保険診療については基本税率（標準税率）の半分程度の軽減税率による課税にする。このことにより、売上消費税額から仕入消費税額を控除でき、診療用建物を新增改築した医療機関はほとんど新增改築により負担した消費税の還付を受けることができよう。また、現行税率を軽減税率として据え置くときは、消費者の医療負担も維持ないし引き下げを図れるから実質的な非課税が保たれ、医療機関の差額負担（損税）は完全に解消できる。

#### 第3案、ゼロ税率による課税案

社会保険診療報酬の非課税を完全な非課税とするため、社会保険診療についてはゼロ税率による課税にする。このことにより、診療報酬に係る売上消費税額から、購入する医薬品等の消費税や診療用建物の増改築に当って

の消費税など仕入消費税額を控除でき、社会保険診療報酬への消費税分の上乗せも要しないし、消費者の負担する医療費の引き下げも図れ、医療機関の差額負担（損税）は完全に解消できる。

#### 第4案、仕入消費税相当額償還案

現行の社会保険診療報酬に対する消費税の非課税制度は維持するが、非課税により生じる医療機関の差額負担（損税）の金額を、新たな償還基金（仮称）を設けて償還払いにより補填する制度を構築する。これにより、税制度は無関係に医療機関の差別負担（損税）を完全に解消できる。

#### 第5案、仕入消費税相当額の報酬加算案（現行方式）

社会保険診療報酬に、購入する医薬品等の消費税額及び診療用建物の新增改築により負担した消費税額、委託業務に関わる消費税額等を診療報酬に十分反映させる。このことにより、医療機関の差額負担（損税）をできるだけ解消する。

これら委員会のなかで相当厳しく討議し、最終的にはゼロ税率課税が最も公的な医療には適していると判断し、日本医師会は国会、また関係当局をお願いしている。

Q：ゼロ税率課税って何？

A：消費税のゼロ税率とは通称であり、現行

の消費税法では、輸出免税が相当する。現行の消費税法では、ゼロ税率の輸出業者は、国内において仕入れた品物はすべてに5%の消費税が課せられていますが、輸出の際の売上（輸出価格）には5%ではなく、0%の消費税課税とする。仕入れに課された税は結果的に全額還付されることになっている。社会保険診療収入についても、取引を課税（ただし0%）として取り扱うことによって、仕入れに課された税額の累積すべてに税額控除を適用させるものである。売上の税率だけをゼロとするので、消費者には消費税を負担させないことになり、非課税も同じであるが、仕入れに課された消費税は控除されない。

Q：消費税、今後の見通しは？

ゼロ税率は輸出取引以外に適用されない現状では、今後もその実現可能性は少なく、政府は2ケタの税率になったら軽減税率を設けて食料品に適用する考えも出ており、政府が複数税率を採用するときに、「医療」に軽減税率の適用を受けられるように行動することは必要であると考え。ただし、医療の公共性などからすれば医薬界から積極的に取り入れるべき方策ではないから、政府主導による提案がされたときに次善の策として受容を検討すべきものである。

（医政部担当理事 中田 康信）

